

食安輸発0808第2号
平成24年8月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(韓国産養殖ひらめ及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年8月7日付け食安輸発0807第1号）にて通知したところです。

このたび、国内で流通していた韓国産養殖ひらめより、*Kudoa septempunctata* の胞子数が 3.9×10^6 個検出され、食品衛生法第6条に違反することが確認されたことから、下記養殖業者を別添1の1（28）に追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

養殖業者名：東寶水産
登録番号：K-F-CJ-072